



# マイナンバー制度の危険性の周知を 国保税の引き下げ、減免運用の改善の実現を

9月9日最後に藤田議員が一般質問を行いました。テーマは、「国保税の引き下げ実現について」と「国保税の減免および一部負担金減免の運用改善について」「マイナンバー制度の危険性に対しての市の対応について」の3点です。一般質問、答弁は次の通りです。

## 国保税の引き下げの実現を

私たちは、高すぎる国保税の引き下げについて強く要望してきました。2014年度から国保税で負担していた特定健診審査費用について約2000万円の一般会計からの繰入がなされましたが、不十分です。国は2018年の県が保険者になるため、2015年から1700億の保険者支援を行うとしています。

Q 国の1700億円の支援策での影響は。  
A 総額2千679円、被保険者1人あたり3,219円を見込んでいます。

Q 軽減世帯、限度超世帯、また軽減が適用されない中間所得者層は。  
A 軽減世帯は全体で50.4%。限度超世帯は1.4%。軽減が適用されない世帯は14.3%です。

Q 2018年度は更に1700億円の財政支援がされる。低所得者に対する軽減も必要だが、すべての被保険者が恩恵を受けるためには、国保税率の引き下げが有効な手段だと思うが。  
A 2018年度は保険者の努力を評価して交付される保険者支援金が7.800億円新設される。保険税率の引き下げも可能と想定される。ジェネリック利用促進等の医療費適正化、収納率向上に努めたい。

## 国保税減免・一部負担金減免の運用改善を

米原市の条例や規則のなかでは「著しく納税の能力を欠いた場合」があります。具体的な運用基準は。

Q 国保税の減免で過去3年間、「その他、著しく納税の能力を欠き」の理由で減免したケースは。  
A 事例はない。

Q 他市では規則等で定めているが、生活困窮者支援部局との連携をはかり、他市の運用を参考に基準の制定を検討したい。  
A 他市では規則等で定めているが、生活困窮者支援部局との連携をはかり、他市の運用を参考に基準の制定を検討したい。

## 雑感

まずは490号で「立派な庁舎で遠く冷たい職員こそ最悪です。」と書いたのは、一般的な意味で言ったことで米原市職員の対して言ったのでないです。誤解の無いように。マイナンバーカードを使った消費税の「軽減税率」が不評を買っています。マイナンバーカードはポイントカードではありません。個人情報保護法で定められた重要なカードです。マイナンバーは拒否できませんが、カードは任意です。別にカードが無くても、ほとんど不便はありません。マイナンバー通知書を大切に保管し、マイナンバーカードは作らないのが、身近な個人情報防衛手段だと思います。

Q 国保税は生まれたての赤ちゃんから均等割がある。減免は適用できないか。  
A 国でも問題となっている。2018年度の財政支援策の中で、解消されることを期待している。

Q 一部負担金(病院窓口の支払い)減免は。  
A 要綱を定めて運用している。過去3年間適用事例はない。

Q 生活保護境界層の減免は。  
A 生活保護部局と連携して対応することが必要。規則・要綱を定め実施していくことが必要と認識している。

Q 減免について一般会計からの財政補填を。  
A 現状では困難と考えている。

## マイナンバー制度の危険性について市の対応は

本年10月から、マイナンバーが通知されます。多くの住民は十分理解していません。個人番号が国民生活のあらゆる場面で必要となり、プライバシーが丸裸になってしまいます。

Q 十分理解されていない。市民に混乱は生じないか。  
A 市広報、伊吹山テレビ等を使い丁寧な対応をしていきたい。

Q 危険性が十分伝わっていない。  
A 個人情報システムとインターネットの情報システムを分離し、個人情報流失しないよう対応をとっていく。

Q 偽造やなりすまし対策は。  
A 厳格な本人確認、偽造対策を行う。

Q 紛失時の混乱は生じないか。  
A 再交付を受けても、混乱は生じない。

Q 行政や委託業者からの情報流出は。  
A 厳しい情報流出防止対策をとる。

Q 実施を延期しては。  
A 法律に基づき実施する。